

# 保険証廃止に向けた対応について

令和6年8月21日

関東信越税理士国民健康保険組合

# (1) 保険証の新規発行終了について

保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が公布されました。

保険証の新規発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します(※)。

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は、有効期限までは有効とする経過措置が設けられています(最大1年間)。

【参考】①マイナンバーカードの健康保険証利用について QRコード →  
(厚生労働省HP) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)  
②国保だより9月号 「保険証の廃止について」



# (2) 当組合の発行済保険証について

有効期限の令和7年9月30日までは引続き使用することができます。

! 有効期限が切れるまでは保険証を破棄しないでください。

! 保険証の廃止以降も、加入・喪失・住所変更等の手続きは、従来通り必要です。

## ご注意ください!

有効期限内であっても、令和6年12月2日以降に次のような変更等があった場合は、保険証の新規発行がされなくなりますのでご注意ください。

- 就職や転職によって当組合に新規で加入する場合
- 引っ越しで住所が変わった場合
- 氏名が変わった場合
- **保険証を紛失、破損した場合**
- 事業所の代表者変更や法人設立、事務所所在地が変更(支部が変わったとき)した場合等

## (3) 保険証廃止後の医療機関へのかかり方

(令和6年7月時点の情報)

### ① 令和6年12月2日以降の有効期限である保険証をお持ちの方

保険証右上に記載の有効期限(※)まではお使いいただくことができます。

※有効期限が切れた場合や保険証に記載の資格情報(記号番号・氏名・住所等)の変更があった場合は、②以降をご覧ください。

### ② マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みの方

保険証として利用登録しているマイナンバーカード(マイナ保険証)をご利用ください。

マイナ保険証の保有者が自分の被保険者資格を簡易に把握できるよう、新規加入時や70歳以上での負担割合変更時等に「**資格情報のお知らせ**」を交付します。

#### 「資格情報のお知らせ」とは?

マイナンバーカードの印字面からは現行の保険証に記載されている(記号番号・資格取得年月日等)情報が確認できません。そのため、「**資格情報のお知らせ**」(サイズはA4型を予定)を発行いたします。

また、受診時にカードリーダーがない医療機関等や故障した時など、カードリーダーが使えない場合でも、マイナ保険証と「**資格情報のお知らせ**」を一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。

! 「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療をうけることはできないので、マイナ保険証をご持参ください。

## (3) 保険証廃止後の医療機関へのかかり方

### ③ マイナンバーが未登録の方、マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方など

「**資格確認書**」(サイズは現行の保険証と同じカード型を予定)を交付します。資格確認書を医療機関の窓口で提示することで、引続き保険診療を受けることができます。

#### ■ 令和6年12月2日以降に新規加入する方

お手続きの際に「資格確認書」を交付します。

#### ■ ①の保険証をお持ちの方

有効期限到来の際に交付することを予定しております(※)。

※国では令和6年12月2日以降、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定しています。

### 【参考】マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
資格確認書	従来の保険証と同じ	・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行 ・申請により発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
資格情報のお知らせ	紙製A4型	資格取得時、登録情報の変更時に送付(申請不要)	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示

## (4) 「個人番号（マイナンバーの下4桁）のお知らせ」の送付について

国からの通知【令和6年1月9日付「被保険者等への加入者情報等の送付について」（依頼）】により、加入者の皆様に安心してマイナ保険証をご利用いただくために、加入者情報（マイナンバーの下4桁）をお知らせして、マイナンバーの紐づけで誤りがないか確認を行うこととなりました。

郵送方法は特定個人情報（マイナンバーの下4桁）を含むため、特定記録郵便にて送付いたします。

送付時期	令和6年9月～10月（予定）
送付対象者	組合員（家族加入者の情報も記載）
送付先	組合員自宅宛て・特定記録郵便
記載事項	氏名・個人番号（マイナンバー）の下4桁

### \*お知らせのイメージ\*

大切なお知らせ 様式4

医療保険のデータベースに登録されている  
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田 太郎	**** * 1234
山田 花子	**** * 5678
山田 次郎	**** * 9101

(注) 上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇  
〇〇市国民健康保険課  
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

お知らせが届きましたら、

ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致しているかご確認いただき、誤りがある場合は当組合までご連絡をお願いいたします。